



合ワクチンを、急性灰白髄炎の第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は不活化ポリオワクチンを前条の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを前項に規定する間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを、ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンとす。

4 ジフテリア及び破傷風について同時に第一期の予防接種の追加接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンとす。

（第二期予防接種）  
 第十一条 ジフテリア又は破傷風の第二期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

2 ジフテリア及び破傷風について同時に第一期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・一ミリリットルとする。

（第一期予防接種）  
 第十二条 麻しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

2 風しんの第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 麻しん及び風しんについて同時に第一期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（第二期予防接種）  
 第十三条 麻しんの第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 麻しん及び風しんについて同時に第二期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（第一期予防接種）  
 第十四条 日本脳炎の第一期の予防接種の初回接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

2 日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後六月以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（第二期予防接種）  
 第十五条 日本脳炎の第二期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

るものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（接種の方法）  
 第十六条 結核の定期の予防接種は、経皮接種用乾燥BCGワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下し、管針法により一回行うものとする。

2 管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗った後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行うものとする。

3 接種数は二箇とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

（接種の方法）  
 第十七条 Hib感染症の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

| 対象者  | 方法   |
|--|--|
| 初回接種の開始生後十二月に至るまでの間に、時に生後七月に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンから生後七月に至るまでの間に、時に生後七月に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 | 初回接種の開始生後十二月に至るまでの間に、時に生後七月に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 |
| 初回接種の開始生後六月に至るまでの間に、時に生後六月に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。                                      | 初回接種の開始生後六月に至るまでの間に、時に生後六月に乾燥ヘモフィルスb型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。  |

だし、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあった者が、前項の初回接種を終了せずに生後十二月を超えた場合は、前項の初回接種に係る最後の注射終了後二十七日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて、乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号。以下「令」という。）第一条の第三項に規定するところにより、Hib感染症の予防接種を受けることができなかったと認められ、Hib感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至った日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

（接種の方法）  
 第十八条 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の初回接種は、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で行うものとする。

| 対象者   | 方法  |
|---|---|
| 初回接種の開始生後二十四月に至るまでの間に、時に生後七月に沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンから生後七月に至るまでの間に、時に生後七月に沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて三回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 | 初回接種の開始生後二十四月に至るまでの間に、時に生後七月に沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 |
| 初回接種の開始生後六月に至るまでの間に、時に生後六月に沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。   | 初回接種の開始生後六月に至るまでの間に、時に生後六月に沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンに至るまでの間においては、二十日（医師が必要と認める）以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。   |

初回接種の開始沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンに生後二十四チンを一回皮下に注射するもの月に至った日のとし、接種量は、〇・五ミリリットルから生後六ツトルとする。

2 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種の追加接種は、初回接種の開始時に生後二月から生後十二月に至るまでの間にあつた者に対し、前項の初回接種に係る最後の注射終了後六十日以上の間隔をおいた後であつて、生後十二月に至つた日以降において、沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 令第一条の三第二項に規定するところにより、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の予防接種を受けることができなかったと認められ、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）に係る法第五条第一項の政令で定める者となつた者については、初回接種の開始時に生後二十四月に至つた日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

第八章 ヒトパピローウイルス感染症の予防接種  
（接種の方法）

第十九条 ヒトパピローウイルス感染症の定期の予防接種は、組換え沈降二価ヒトパピローウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

第九章 水痘の予防接種  
（接種の方法）

第二十条 水痘の定期の予防接種は、乾燥弱毒生水痘ワクチンを三月以上の間隔をおいて二回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。

第十章 B型肝炎の予防接種  
（接種の方法）

第二十一条 B型肝炎の定期の予防接種は、組換え沈降B型肝炎ワクチンを二十七日以上の間隔

をおいて二回皮下に注射した後、第一回目の注射から百三十九日以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二五ミリリットルとする。

2 令第一条の三第二項に規定するところにより、B型肝炎の定期の予防接種を受けることができなかつたと認められ、B型肝炎に係る法第五条第一項の政令で定める者となつた者については、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で予防接種を行うものとする。

| 対象者   | 方法  |
|---|---|
| 予防接種組換え沈降B型肝炎ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回皮下に注射した後に、第一回目の注射から百三十九日以上一歳以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二五ミリリットルとする。ただし、第二回目以降の接種の開始時に十歳以上である者にあつては、筋肉内又は皮下に注射するものとし、第二回目以降の接種量は、〇・五ミリリットルとする。 | 予防接種組換え沈降B型肝炎ワクチンを二十七日以上の間隔をおいて二回筋肉内又は皮下に注射し、第一回目の注射から百三十九日以上一歳以上の間隔をおいて一回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二五ミリリットルとする。 |

第十一章 インフルエンザの予防接種  
（接種の方法）

第二十二条 インフルエンザの定期の予防接種は、インフルエンザHAワクチンを毎年度一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

第十三章 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種  
（接種の方法）

第二十三条 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種は、二十三価肺炎球菌多糖膜ポリサッカライドワクチンを一回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附則  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
第二条 平成十九年四月二日から平成二十一年十一月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平

成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者（接種を全く受けていない者を除く。）であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けるときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたいものとみなす。

2 平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十四条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者であつて令第一条の三の表日本脳炎の予防接種の対象者の欄第二号に規定するもの及び前項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者に係る第十五条の規定の適用については、同条中「予防接種は」とあるのは「予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔をおいて」とする。

第三条 平成七年四月二日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であつて日本脳炎の予防接種のうち四回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2 特例対象者であつて日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、第二回目の接種後六月以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十四条及び第十五条並びに前条の規定にかかわらず、九歳以上の者に対して、第三回目の接種後六日以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

（急性灰白髄炎の臨時の予防接種の特例）  
第四条 急性灰白髄炎の臨時の予防接種は、当分の間、第八条の規定にかかわらず、経口生ポリオワクチンを経口投与することができることとし、その場合の接種方法及び接種量は、別に定める。この場合において、第三条第二項中「及び多圧針」とあるのは、「多圧針及び経口投与器具」とする。

（風しんの第五期予防接種）  
第五条 令附則第三項において読み替えて適用する令第一条の三第一項の規定による風しんの第五期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附則（昭和三十六年二月一日厚生省令第一号）抄  
一 この省令は、法の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。

附則（昭和三十七年二月二日厚生省令第五号）  
（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十九年四月一六日厚生省令第一七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年一〇月一五日厚生省令第四六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年七月一一日厚生省令第四四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年八月二八日厚生省令第四六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年三月二九日厚生省令第一〇号）抄

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五一年九月一四日厚生省令第四三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年八月二九日厚生省令第三七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年七月二八日厚生省令第四七号）抄

この省令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

附則（昭和五四年一二月一〇日厚生省令第四五号）抄

この省令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附則（昭和五十四年八月二七日前に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三條第一項の規定による検定に合格した経口生ポリオワクチンに係る接種の方法については、この省令による改正後の予防接種実施規則第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五五年七月三一日厚生省令第二九号）抄

この省令は、昭和五十五年八月一日から施行する。

附則（昭和五六年八月一日厚生省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年八月一日厚生省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年八月一日厚生省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年八月一日厚生省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年八月一日厚生省令第五八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

リア及び百日せきについて同時に行う第二期の予防接種については、この省令による改正後の予防接種実施規則第十五条第二項及び第三項並びに第十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、昭和五十六年十二月三十一日までは、なお従前の例によることとする。

附則（昭和六三年三月三一日厚生省令第二五号）抄

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年二月一九日厚生省令第六四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年八月一七日厚生省令第五一号）抄

この省令は、平成六年八月一七日から施行する。

附則（平成六年十月一一日から平成七年三月三十一日までの間においては、この省令による改正後の予防接種実施規則（以下この条において「新規規則」という。）第八條中「風しん又は日本脳炎」とあるのは「又は風しん」と、「第六章」とあるのは「第五章」と、新規規則第九條の見出し中「第一期予防接種の初回接種」とあるのは「第一期予防接種」と、同条中「予防接種の初回接種」とあるのは「予防接種」と、新規規則第十條の見出し中「第一期予防接種の追加接種」とあるのは「第二期予防接種」と、同条第一項中「第一期の予防接種の追加接種は、前条第一項の初回接種終了後六月以上の間隔を置いて」とあるのは「第二期の予防接種は、前条第二項の初回接種終了後六月以上の間隔を置いて」とあるのは「第二期の予防接種は」と、同条第三項中「第一期の予防接種の追加接種は、前条第三項の初回接種終了後六月以上の間隔を置いて」とあるのは「第二期の予防接種」と、同条第四項中「第一期の予防接種の追加接種は、前条第四項の初回接種終了後六月以上の間隔を置いて」とあるのは「第二期の予防接種」と、新規規則第十一條の見出し中「第二期の予防接種」とあるのは「第三期予防接種」と、同条中「第二期」とあるのは「第三期」と、新規規則第十五條の見出し中「第一期予防接種」とあるのは「接種の方法」と、同条第一項中「第一期の予防接種の初回接種」とあるのは「二週間まで」と、「皮下に」とあるのは「更におおむね一年を経過した時期に一回皮下に」と、同条第二項中「日本脳炎の第一期予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に」とあるのは「前項の予防接種を受けた者に対してその後行う日本脳炎の予防接種は」とする。

附則（平成二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年一月七日厚生労働省令第二一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二九日厚生労働省令第二二七号）抄

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（予防接種実施規則第九條から第十一條までの改正規定並びに同令第十七條を削る部分及び同令第七章第十八條から施行する。）は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月二日厚生労働省令第一二八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月二九日厚生労働省令第三九号）抄

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第一項を第一条とする改正規定、附則第二項を削る改正規定及び附則に二條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月二日厚生労働省令第一一七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

規則第十五條の見出し中「第一期予防接種」とあるのは「接種の方法」と、同条第一項中「第一期の予防接種の初回接種」とあるのは「予防接種」と、「四週間まで」とあるのは「二週間まで」と、「皮下に」とあるのは「更におおむね一年を経過した時期に一回皮下に」と、同条第二項中「日本脳炎の第一期予防接種の追加接種は、第一期予防接種の初回接種終了後おおむね一年を経過した時期に」とあるのは「前項の予防接種を受けた者に対してその後行う日本脳炎の予防接種は」とする。

附則（平成二二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年一月七日厚生労働省令第二一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二九日厚生労働省令第二二七号）抄

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（予防接種実施規則第九條から第十一條までの改正規定並びに同令第十七條を削る部分及び同令第七章第十八條から施行する。）は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月二日厚生労働省令第一二八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月二九日厚生労働省令第三九号）抄

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第一項を第一条とする改正規定、附則第二項を削る改正規定及び附則に二條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月二日厚生労働省令第一一七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二七日厚生労働省令第九七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年五月二〇日厚生労働省令第六二号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第六條の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

附則（平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二二号）抄

この省令は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

附則（平成二四年七月三一日厚生労働省令第一一〇号）抄

この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、附則に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

かわらず、同条第三項の規定により不活化ポリオワクチンの皮下への注射を一回受けたものとみなす。

2 新規則第十條第一項（不活化ポリオワクチンに関する部分に限る。）の規定は、不活化ポリオワクチンの添付文書（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第五十二條の規定により医薬品に添付する文書をいう。）に当該不活化ポリオワクチンの第四回目の接種に係る有効性及び安全性に関する事項が記載される日までの間は、適用しない。

附 則（平成二五年三月三〇日厚生労働省令第五〇号）抄

第一条 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

第三条 平成二二年十一月二十六日から平成二五年三月三十一日までの間に、市町村長が行った注射であつて、この省令による改正後の予防接種実施規則（以下「新規則」という。）第十七條第一項に規定するHib感染症の注射に相当するものについては、当該注射を同項に規定するHib感染症の注射と、当該注射を受けた者については、同項の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

第四条 平成二二年十一月二十六日から平成二五年三月三十一日までの間に、市町村長が行った注射であつて、新規則第十八條第一項に規定する肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の注射に相当するものについては、当該注射を同項に規定する肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）の注射と、当該注射を受けた者については、同項の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

第五条 平成二二年十一月二十六日から平成二五年三月三十一日までの間に、市町村長が行った注射であつて、新規則第十九條第一項に規定するヒトパピローウイルス感染症の注射に相当するものについては、当該注射を同項に規定するヒトパピローウイルス感染症の注射と、当該注射を受けた者については、同項の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

（小児の肺炎球菌感染症の予防接種に係る特例）

附 則（平成二五年九月一日厚生労働省令第一〇〇号）抄

第一条 この省令は、平成二五年十一月一日から施行する。

第二条 この省令による改正前の予防接種実施規則（以下この条において「旧規則」という。）第十八條に規定する沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンの注射は、この省令による改正後の予防接種実施規則（以下この条において「新規則」という。）第十八條に規定する沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンの注射と、旧規則第十八條の規定により沈降七価肺炎球菌結合型ワクチンの注射を受けた者については、新規則第十八條の規定により沈降十三価肺炎球菌結合型ワクチンの注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

附 則（平成二六年三月二四日厚生労働省令第二二号）抄

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月一六日厚生労働省令第八〇号）抄

第一条 この省令は、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成二六年政令第二百四十七号。以下「改正令」という。）の施行の日から施行する。

（水痘の予防接種に係る特例）

2 生後三六月に至つた日の翌日から生後六十月に至るまでの間にある者に係る改正令附則第二項において読み替へて適用する予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第一条の三第一項の規定による水痘の予防接種は、この省令による改正後の予防接種実施規則第二十條の規定にかかわらず、乾燥弱毒生水痘ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 この省令の施行前の注射であつて、この省令による改正後の予防接種実施規則第二十條に規定する水痘の注射に相当するものについては、当該注射を同条に規定する水痘の注射と、当該注射を受けた者については、同条の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第六二号）抄

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月二二日厚生労働省令第一一五号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この省令は、改正法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第六二号）抄

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月二二日厚生労働省令第一一五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二八年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前の注射であつて、第二条の規定による改正後の予防接種実施規則第二十一條に規定するB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を同条に規定するB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、同条の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

附 則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年二月一日厚生労働省令第九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。